附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の廃止）

2　国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十三年国土交通省令第十四号）は、廃止する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の廃止に伴う経過措置）

3　この省令の施行の日前に前項の規定による廃止前の国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項の規定により地方運輸局長が行った認定は、第一条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第六十七条の規定により準用する同令第五十五条第一項の規定により地方運輸局長が行った認定とみなす。

告　示

○内閣府告示第二百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町

二　構造改革特別区域の名称　千曲川ワインバレー（東地区）特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　名張市

二　構造改革特別区域の名称　名張市リカーチャレンジ特区

三　構造改革特別区域の範囲　名張市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

二　構造改革特別区域の名称　新見Ａ級グルメワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　新見市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三次市

二　構造改革特別区域の名称　山紫水明の郷・三次どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　三次市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志摩市

二　構造改革特別区域の名称　志摩市なごやか給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　志摩市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡清水町

二　構造改革特別区域の名称　文化と人が響き合う清水町教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡清水町の全域

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

二　構造改革特別区域の名称　上田市コミュニティー教育・交流特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市の全域

○内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

二　構造改革特別区域の名称　蚕都上田　ラ・サンテボナールワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市の全域

○内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小諸市

二　構造改革特別区域の名称　信州小諸ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　小諸市の全域